

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者及び入札参加資格停止期間

業者名	区分	住 所	入札参加資格停止期間
前田道路(株)	物品	東京都品川区大崎 1-11-3	2月間 (平成30年5月18日～平成30年7月17日)
東亜道路工業(株)	工事 委託	東京都港区六本木 7-3-7	1月間 (平成30年5月18日～平成30年6月17日)
世紀東急工業(株)	工事	東京都港区芝公園 2-9-3	1月間 (平成30年5月18日～平成30年6月17日)

2 事実概要

公正取引委員会が、東京都、東京港埠頭株式会社及び成田国際空港株式会社発注のほ装工事の工事業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったもの。

3 入札参加資格停止措置理由

上記の事実は、射水市入札参加資格停止要領別表第2(12)に該当する。
(期間：当該認定をした日から2月以上18月以内(別表第2(12)))

上記3者については、公正取引委員会の課徴金減免制度の適用事業者であるため、射水市入札参加資格停止要領第4条(資格停止の期間の特例)第3項の規定により、前田道路(株)は4月の資格停止期間を2分の1短縮し2月、東亜道路工業(株)及び世紀東急工業(株)は2月の資格停止期間を2分の1短縮し1月とする。

課徴金減免制度とは、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度。